

## 郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱

平成7年10月3日制定

平成24年4月6日最終改正

[農林部農業政策課]

### (目的)

第1条 この要綱は、本市農業の中核的担い手となる経営感覚に優れた農業経営体を育成するため、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）に定める農業経営基盤強化資金を借り受けて、経営規模の拡大及び経営の効率化を図ろうとする農業者（以下「農業者」という。）に対し、予算の範囲内において農業経営基盤強化資金利子助成金（以下「利子助成金」という。）を交付し、金利負担の軽減と経営の安定を図ることを目的とする。

2 利子助成金の交付等に関しては、福島県農業経営基盤強化資金利子助成事業補助金交付要綱（平成6年11月21日付け6農経第771号福島県農林水産部長通知）及び郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（利子助成金の交付対象資金及び交付対象者）

第2条 利子助成金の交付対象となる資金（以下「交付対象資金」という。）は、農業経営基盤強化資金のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 平成22年3月31日までに貸付決定された資金

(2) 平成22年4月23日以降平成24年3月31日までに貸付決定された資金のうち、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知第4（5））の適用を受けている資金

2 利子助成金の交付対象となる者は、交付対象資金を借り受けた農業者で、市長の承認を受け、かつ、交付対象資金の申込時に納期の到来している市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む）、軽自動車税、事業所税、入湯税、国民健康保険税）を完納している者とする。

3 市長は、前項に規定する市税等が完納されていることを確認するため、交付対象資金の申込者に対し、納付状況を調査するための同意書を提出させることができる。

（利子助成金の交付期間及び交付対象期間）

第3条 利子助成金の交付対象期間は、前条第1項第1号に該当する資金については当該交付対象資金の利子の支払に係る期間とし、前条第1項第2号に該当する資金については貸付の日から5年間とする。

2 前項の場合における各年度の利子助成金の交付対象期間については、次のとおりとする。

(1) 初年度分については、貸付実行日から当該年度の12月31日までに設定された払込期日（年2回以上の払込期日が設定されている場合には、12月31日の直近の払込期日。以下同じ。）までとする。

(2) 次年度以降については、前年度の12月31日までに設定された払込期日の翌日（ただし、次年度分については、初年度に交付対象期間内に払込期日が設定されなかった場合には、貸付実行日とする。）から当該年度の12月31日までに設定された払込期日までとする。

（利子助成金の交付対象経費等）

第4条 利子助成金の交付対象となる経費は、農業者が実際に支払った交付対象資金の約定利息とする。

2 交付対象資金に係る利子助成金の額は、次の算式により、払込期日ごとの利子助成金の額を算出（円単位未満切り捨て）し、それらの合計額とする。ただし、農業者が株式会社日本政策金融公庫農林水産事業（以下「政策公庫」という。）又は政策公庫が貸付業務を委託した金融機関（以下「融資機関」という。ただし、転貸の場合については、転貸を行う農業協同組合を融資機関とする。）に支払う約定利息の利率と利子助成率が同一の場合は、農業者が融資機関に支払った約定利息の額を利子助成金額とする。

$$\text{利子助成金} = \frac{\text{残元金} \times \text{利子助成率} \times \text{計算期間}}{365}$$

3 前項に規定する利子助成率は、別表のとおりとする。

4 第2項に規定する計算期間は、貸付実行日から第1回払込期日まで（貸付実行日に交付対象資金全額の払出しが行われない場合は、融資機関が資金を払出した日から第1回払込期日まで）、又は前回払込期日の翌日から今回払込期日までとする。

5 市長は、交付対象資金について毎年度利子助成金交付対象融資枠を定め、利子助成金に係る所要の予算措置を行うものとする。

（利子助成金の交付申請）

第5条 利子助成金の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）は、融資機関に、交付対象資金の借入申込みを行うに際し、当該融資機関に対して、利子助成金の交付手続等に関する委任状（様式第1号）を提出するものとする。

2 融資機関は、利子助成金の交付手続等に関する委任状に基づき、交付希望者に代わって速やかに利子助成金交付申請書（様式第2号）に政策公庫が作成した償還年次表の写し（以下「償還年次表」という。）及び利子助成金の受入口座届（様式第3号）を添付し、市長に提出するものとする。

3 市長は、利子助成金交付申請書を受理したときは、利子助成金の交付の適否を審査し、利子助成金の交付を決めたときは、必要な条件を付して利子助成金の交付決定をし、利子助成金交付決定通知書（様式第4号）により交付希望者及び融資機関に通知するものとする。この場合融資機関あての通知書には、利子助成金交付決定一覧表（様式第5号）を添付するものとする。

5 市長は、前項に規定する審査の結果、利子助成金の交付要件を満たさない等の理由により交付を不相当と認めたときは、利子助成金の不交付決定をし、利子助成金不交付決定通知書（様式第6号）により交付希望者及び融資機関に通知するものとする。

(利子助成金の交付)

第6条 利子助成金の交付は、規則第15条に規定する額の確定後に交付するものとする。

ただし、市長は、利子助成金交付事業の遂行上必要があると認めるときは、利子助成金を概算払い又は前金払いの方法により交付できるものとする。

(利子助成金の交付手続き)

第7条 融資機関は、交付対象資金の貸付実施に際し、第5条第3項の規定により利子助成金の交付が決定された者(以下「交付対象者」という。)に代わって利子助成金を受領するものとする。ただし、融資機関が政策公庫の場合には、利子助成金を政策公庫が指定する交付対象者の口座に市長が直接払い込むものとする。

2 融資機関は、毎年1月1日から12月31日までの約定利息の支払を確認した後、翌年の1月末日までに規則第4条に規定する補助金等交付申請書及び利子助成金支払請求明細書(様式第7号)又は、政策公庫が別に定める利子助成金計算票を添付して、市長に提出するものとする。

3 市長は、補助金等交付申請書等の内容を審査し、当該利子助成金を第5条第2項の規定により融資機関が届け出た口座に払い込むものとする。

4 融資機関は、利子助成金を代理受領した場合には、当該利子助成金を速やかに交付対象者に支払うものとする。

5 融資機関(政策公庫を除く。)は、利子助成金の支払終了後、市長が別に通知する期日までに、利子助成金支払完了報告書及び利子助成金支払完了報告明細書(様式第8号)を添付して、市長に提出するものとする。

(利子助成金の適正な管理及び調査)

第8条 市長は、利子助成金交付事務を適切に執行するため、利子助成金の交付を決定した場合は、交付対象者ごとに利子助成金交付対象者管理台帳(様式第9号)を作成するものとする。

2 市長は、本事業の実施に関し必要があると認めた場合は、交付対象者に必要な報告を求めるほか、帳簿、書類等の閲覧その他の調査を行うものとする。

3 市長は、交付対象資金について必要があると認めた場合は、融資機関の同意を得て、関係書類等の閲覧、貸付の経緯の聴取等を行うものとする。

(利子助成条件の変更等)

第9条 融資機関は、交付対象資金の貸付条件を変更した場合は、利子助成金条件変更申請書及び、利子助成金条件変更申請一覧表(様式第10号)を作成し、条件変更の内容を記載した書類を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、利子助成金条件変更申請書の内容を審査し、利子助成金条件の変更を適切と認めるときは、その旨を利子助成金条件変更通知書(様式第11号)により、交付対象者及び融資機関に通知するものとする。この場合、融資機関あての通知書には、利子助成金条件変更通知一覧表(様式第12号)を添付するものとする。

3 融資機関は、交付対象者から繰上償還があった場合は、繰上償還報告書及び繰上償還報告一覧表(様式第13号)を作成し、繰上償還後の償還年次表を添付して市長に報告す

るものとする。

- 4 融資機関は、交付対象者の住所、名称等に変更があった場合は、交付対象者住所、名称等変更報告書（様式第14号）を作成し、市長に報告するものとする。
- 5 融資機関は、合併等により融資機関の住所、名称及び利子助成金受入口座が変更になる場合は、交付対象者住所、名称等変更報告書及び利子助成金の受入口座に準じ市長に報告するものとする。
- 6 市長は、前各項の規定により利子助成条件の変更を行った場合は、利子助成金交付対象者管理台帳の該当項目を変更するものとする。

（融資機関の報告事項等）

第10条 融資機関は、次に掲げる事実が判明した場合は、直ちに市長に報告するものとする。

- (1) 交付対象資金の目的外の使用が判明した場合
- (2) 借用証書特約条項に違反したため、交付対象資金の繰上償還の請求を行った場合  
（利子助成金の交付停止及び返還）

第11条 市長は、利子助成金交付期間内に次に掲げる事実が発生した場合は、その事実が判明した日以降の利子助成金の支払いの一部又は全部を停止することができるものとする。

- (1) 交付対象資金の目的外の使用が判明した場合
- (2) 交付対象資金について融資機関が繰上償還の請求を行った場合
- (3) その他本事業の目的に反すると認められる事実が発生した場合

2 市長は、利子助成金交付期間内に次に掲げる事実が発生した場合は、その事実が発生した日に遡り、交付対象者に支払われた利子助成金の一部又は全部の返還を請求することができるものとする。

- (1) 交付対象資金の目的外の使用が判明した場合
- (2) 借用証書特約条項違反があったため、交付対象資金について融資機関が繰上償還の請求を行った場合
- (3) その他本事業の目的に反すると認められる事実が発生した場合で、市長が特に必要と認める場合

(4) 利子助成金が過大に支払われた場合

3 市長は、利子助成金の支払いの一部又は全部を停止する場合は、利子助成金交付決定変更・取消通知書（様式第15号）により交付対象者及び融資機関に通知するものとする。

4 利子助成金の返還請求を受けた交付対象者は、返還すべき利子助成金額に返還の事由となる事実が発生した日から返還の日までの日数に応じ、当該利子助成金について年14.6パーセント（当該返還の事由となる事実が発生した日から1月を経過する日までの期間については、7.3パーセント）の割合で計算した加算金を付して、速やかに市長の指定する方法により返還するものとする。ただし、第2項第4号の場合については、加算金を付さないことができるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、利子助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成7年10月3日から施行し、平成7年度分の利子助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年8月17日から施行し、同年6月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年10月15日から施行し、改正後の別表の規定は、同年8月21日から適用する。ただし、改正後の別表の規定中平成10年9月18日以降の貸付金に係る融資分に関する部分は、平成10年9月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年12月10日から施行し、同年10月22日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年3月8日から施行し、改正後の別表の規定は、平成10年12月22日から適用する。ただし、改正後の別表の規定中平成11年2月3日以降の貸付金に係る融資分に関する部分は、平成11年2月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年6月30日から施行し、同年5月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年8月5日から施行し、同年6月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行し、同年7月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年11月30日から施行し、同年10月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年1月12日から施行し、平成11年11月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年3月17日から施行し、同年2月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月21日から施行し、同年3月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年7月31日から施行し、同年6月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年11月10日から施行し、同年9月14日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年3月12日から施行し、同年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年3月19日から施行し、同年2月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月16日から施行し、同年3月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年5月9日から施行し、同年4月2日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年6月8日から施行し、同年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年6月13日から施行し、同年5月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年8月6日から施行し、同年7月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年9月3日から施行し、同年8月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年2月26日から施行し、同年2月8日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年5月27日から施行し、同年4月2日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年9月20日から施行し、同年7月5日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年12月12日から施行し、同年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年3月17日から施行し、同年2月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月11日から施行し、同年3月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年6月16日から施行し、同年5月23日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年8月8日から施行し、同年7月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年9月19日から施行し、同年8月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年10月14日から施行し、同年9月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年11月17日から施行し、同年10月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年12月8日から施行し、同年11月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 1 月 23 日から施行し、平成 15 年 12 月 18 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 3 月 17 日から施行し、同年 2 月 19 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 23 日から施行し、同年 3 月 18 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 10 日から施行し、同年 7 月 22 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 10 月 2 日から施行し、同年 9 月 21 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 11 月 7 日から施行し、同年 10 月 21 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 1 日から施行し、同年 11 月 18 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 1 月 19 日から施行し、平成 16 年 12 月 20 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、同年 3 月 18 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から施行し、同年 4 月 20 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 1 日から施行し、同年 10 月 20 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 4 日から施行し、同年 6 月 20 日から適用する。ただし、改正後の別表の規定中、平成 17 年 10 月 20 日以降平成 18 年 1 月 25 日以前の貸付金に係る融資分に関する部分は、平成 17 年 10 月 20 日から適用し、平成 18 年 1 月 26 日以降平成 18 年 2 月 19 日以前の貸付金に係る融資分に関する部分は、平成 18 年 1 月 26 日から適用し、平成 18 年 2 月 20 日以降平成 18 年 4 月 18 日以前の貸付金に係る融資分に関する部分は、平成 18 年 2 月 20 日から適用し、平成 18 年 4 月 19 日以降平成 18 年 5 月 23 日以前の貸付金に係る融資分に関する部分は、平成 18 年 4 月 19 日から適用し、平成 18 年 5 月 24 日以降平成 18 年 7 月 19 日以前の貸付金に係る融資分に関する部分は、平成 18 年 5 月 24 日から適用し、平成 18 年 7 月 20 日以降平成 18 年 8 月 17 日以前の貸付金に係る融資分に関する部分は、平成 18 年 7 月 20 日から適用し、平成 18 年 8 月 18 日以降平成 19 年 6 月 19 日以前の貸付金に係る融資分に関する部分は、平成 18 年 8 月 18 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 9 日から施行し、同年 7 月 19 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 12 日から施行し、同年 8 月 20 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月9日から施行し、同年9月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年1月9日から施行し、平成19年12月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年3月19日から施行し、同年3月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行し、同年4月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年6月3日から施行し、同年5月23日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月8日から施行し、同年6月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年8月8日から施行し、同年7月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月7日から施行し、同年9月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年11月7日から施行し、同年10月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月26日から施行し、同年12月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年2月4日から施行し、同年1月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月11日から施行し、同年4月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月8日から施行し、同年5月27日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年8月4日から施行し、同年7月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年12月2日から施行し、同年11月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年1月12日から施行し、平成21年12月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年2月5日から施行し、同年1月22日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年9月7日から施行し、同年4月1日から適用する。ただし、改正後の別表の規定中、平成22年4月23日以降平成22年5月25日以前の貸付金に係る融資分に



関する部分は、同年4月23日から適用し、平成22年5月26日以降平成22年6月17日以前の貸付金に係る融資分に関する部分は、同年5月26日から適用し、平成22年6月18日以降平成22年7月21日以前の貸付金に係る融資分に関する部分は、同年6月18日から適用し、平成22年7月22日以降平成22年8月17日以前の貸付金に係る融資分に関する部分は、同年7月22日から適用し、平成22年8月18日以降の貸付金に係る融資分に関する部分は、同年8月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年10月8日から施行し、同年9月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年11月9日から施行し、同年10月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年12月7日から施行し、同年11月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年1月13日から施行し、平成22年12月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年2月22日から施行し、同年1月24日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月9日から施行し、同年2月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月29日から施行し、同年3月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月24日から施行し、同年4月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月6日から施行し、同年6月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年8月4日から施行し、同年7月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年8月31日から施行し、同年8月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年9月30日から施行し、同年9月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行し、同年10月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年12月9日から施行し、同年11月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年1月4日から施行し、同年12月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 8 日から施行し、同年 1 月 27 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 10 日から施行し、同年 3 月 19 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 16 日から施行し、同年 4 月 6 日から適用する。

別表（第4条関係）

期	間	利子助成率
平成6年11月21日以降平成10年6月15日以前の貸付金に係る融資分		0.50%
平成10年6月16日以降平成10年8月20日以前の貸付金に係る融資分		0.57%
平成10年8月21日以降平成10年9月17日以前の貸付金に係る融資分		0.53%
平成10年9月18日以降平成10年10月21日以前の貸付金に係る融資分		0.60%
平成10年10月22日以降平成10年12月21日以前の貸付金に係る融資分		0.80%
平成10年12月22日以降平成11年2月2日以前の貸付金に係る融資分		0.73%
平成11年2月3日以降平成11年5月24日以前の貸付金に係る融資分		0.50%
平成11年5月25日以降平成11年6月15日以前の貸付金に係る融資分		0.60%
平成11年6月16日以降平成11年7月15日以前の貸付金に係る融資分		0.63%
平成11年7月16日以降平成11年10月19日以前の貸付金に係る融資分		0.50%
平成11年10月20日以降平成11年11月17日以前の貸付金に係る融資分		0.53%
平成11年11月18日以降平成12年2月20日以前の貸付金に係る融資分		0.50%
平成12年2月21日以降平成12年3月15日以前の貸付金に係る融資分		0.53%
平成12年3月16日以降平成12年6月18日以前の貸付金に係る融資分		0.50%
平成12年6月19日以降平成12年9月13日以前の貸付金に係る融資分		0.53%
平成12年9月14日以降平成13年1月31日以前の貸付金に係る融資分		0.50%
平成13年2月1日以降平成13年2月25日以前の貸付金に係る融資分		0.57%

平成13年2月26日以降平成13年3月18日以前の貸付金に係る融資分	0.60%
平成13年3月19日以降平成13年4月1日以前の貸付金に係る融資分	0.63%
平成13年4月2日以降平成13年4月30日以前の貸付金に係る融資分	0.73%
平成13年5月1日以降平成13年5月8日以前の貸付金に係る融資分	0.37%
平成13年5月9日以降平成13年7月2日以前の貸付金に係る融資分	0.32%
平成13年7月3日以降平成13年8月2日以前の貸付金に係る融資分	0.35%
平成13年8月3日以降平成14年2月7日以前の貸付金に係る融資分	0.32%
平成14年2月8日以降平成14年4月1日以前の貸付金に係る融資分	0.27%
平成14年4月2日以降平成14年7月4日以前の貸付金に係る融資分	0.30%
平成14年7月5日以降平成14年10月31日以前の貸付金に係る融資分	0.32%
平成14年11月1日以降平成15年2月19日以前の貸付金に係る融資分	0.37%
平成15年2月20日以降平成15年3月18日以前の貸付金に係る融資分	0.40%
平成15年3月19日以降平成15年5月22日以前の貸付金に係る融資分	0.42%
平成15年5月23日以降平成15年7月17日以前の貸付金に係る融資分	0.47%
平成15年7月18日以降平成15年8月19日以前の貸付金に係る融資分	0.37%
平成15年8月20日以降平成15年9月18日以前の貸付金に係る融資分	0.40%
平成15年9月19日以降平成15年10月20日以前の貸付金に係る融資分	0.30%
平成15年10月21日以降平成15年11月20日以前の貸付金に係る融資分	0.32%

平成15年11月21日以降平成15年12月17日以前の貸付金に係る融資分	0.30%
平成15年12月18日以降平成16年2月18日以前の貸付金に係る融資分	0.32%
平成16年2月19日以降平成16年3月17日以前の貸付金に係る融資分	0.35%
平成16年3月18日以降平成16年4月20日以前の貸付金に係る融資分	0.32%
平成16年4月21日以降平成16年7月21日以前の貸付金に係る融資分	0.30%
平成16年7月22日以降平成16年9月20日以前の貸付金に係る融資分	0.25%
平成16年9月21日以降平成16年10月20日以前の貸付金に係る融資分	0.30%
平成16年10月21日以降平成16年11月17日以前の貸付金に係る融資分	0.27%
平成16年11月18日以降平成16年12月19日以前の貸付金に係る融資分	0.30%
平成16年12月20日以降平成17年3月17日以前の貸付金に係る融資分	0.32%
平成17年3月18日以降平成17年4月19日以前の貸付金に係る融資分	0.30%
平成17年4月20日以降平成17年10月19日以前の貸付金に係る融資分	0.32%
平成17年10月20日以降平成18年1月25日以前の貸付金に係る融資分	0.30%
平成18年1月26日以降平成18年2月19日以前の貸付金に係る融資分	0.32%
平成18年2月20日以降平成18年4月18日以前の貸付金に係る融資分	0.27%
平成18年4月19日以降平成18年5月23日以前の貸付金に係る融資分	0.25%
平成18年5月24日以降平成18年7月19日以前の貸付金に係る融資分	0.27%
平成18年7月20日以降平成18年8月17日以前の貸付金に係る融資分	0.32%

平成18年8月18日以降平成19年6月19日以前の貸付金に係る融資分	0.27%
平成19年6月20日以降平成19年7月18日以前の貸付金に係る融資分	0.25%
平成19年7月19日以降平成19年8月19日以前の貸付金に係る融資分	0.27%
平成19年8月20日以降平成19年9月19日以前の貸付金に係る融資分	0.25%
平成19年9月20日以降平成19年12月18日以前の貸付金に係る融資分	0.27%
平成19年12月19日以降平成20年3月18日以前の貸付金に係る融資分	0.30%
平成20年3月19日以降平成20年4月17日以前の貸付金に係る融資分	0.32%
平成20年4月18日以降平成20年5月22日以前の貸付金に係る融資分	0.30%
平成20年5月23日以降平成20年6月17日以前の貸付金に係る融資分	0.27%
平成20年6月18日以降平成20年7月17日以前の貸付分に係る融資分	0.25%
平成20年7月18日以降平成20年9月18日以前の貸付分に係る融資分	0.27%
平成20年9月19日以降平成20年10月20日以前の貸付金に係る融資分	0.30%
平成20年10月21日以降平成20年12月17日以前の貸付金に係る融資分	0.27%
平成20年12月18日以降平成21年1月25日以前の貸付金に係る融資分	0.30%
平成21年1月26日以降平成21年4月19日以前の貸付金に係る融資分	0.32%
平成21年4月20日以降平成21年5月26日以前の貸付金に係る融資分	0.30%
平成21年5月27日以降平成21年7月20日以前の貸付金に係る融資分	0.27%
平成21年7月21日以降平成21年11月19日以前の貸付金に係る融資分	0.32%

平成 21 年 11 月 20 日以降平成 21 年 12 月 17 日以前の貸付金に係る融資分		0.30%
平成 21 年 12 月 18 日以降平成 22 年 1 月 21 日以前の貸付金に係る融資分		0.32%
平成 22 年 1 月 22 日以降平成 22 年 3 月 31 日以前の貸付金に係る融資分		0.30%
貸付期間	償還期限	利子助成率
平成 22 年 4 月 23 日以降 平成 22 年 5 月 25 日以前 の貸付金に係る融資分	8 年以内	0.17%
	8 年を超え 9 年以下	0.19%
	9 年を超え 10 年以下	0.21%
	10 年を超え 11 年以下	0.23%
	11 年を超え 12 年以下	0.25%
	12 年を超え 13 年以下	0.27%
	13 年を超え 14 年以下	0.29%
	14 年を超え 16 年以下	0.31%
	16 年を超え 17 年以下	0.33%
	17 年を超え 25 年以下	0.34%
平成 22 年 5 月 26 日以降 平成 22 年 6 月 17 日以前 の貸付金に係る融資分	8 年以下	0.15%
	8 年を超え 9 年以下	0.17%
	9 年を超え 10 年以下	0.19%
	10 年を超え 11 年以下	0.21%
	11 年を超え 12 年以下	0.23%
	12 年を超え 13 年以下	0.25%
	13 年を超え 14 年以下	0.27%
	14 年を超え 16 年以下	0.29%
	16 年を超え 17 年以下	0.31%
	17 年を超え 25 年以下	0.32%
平成 22 年 6 月 18 日以降 平成 22 年 7 月 21 日以前 の貸付金に係る融資分	7 年以下	0.14%
	7 年を超え 8 年以下	0.15%
	8 年を超え 9 年以下	0.17%
	9 年を超え 10 年以下	0.19%
	10 年を超え 11 年以下	0.21%
	11 年を超え 12 年以下	0.23%
	12 年を超え 14 年以下	0.25%
	14 年を超え 15 年以下	0.27%
	15 年を超え 16 年以下	0.29%

	16年を超え18年以下	0.31%
	18年を超え25年以下	0.32%
平成22年7月22日以降 平成22年8月17日以前 の貸付金に係る融資分	7年以下	0.12%
	7年を超え8年以下	0.13%
	8年を超え9年以下	0.15%
	9年を超え10年以下	0.17%
	10年を超え11年以下	0.19%
	11年を超え12年以下	0.21%
	12年を超え14年以下	0.23%
	14年を超え15年以下	0.25%
	15年を超え17年以下	0.27%
	17年を超え25年以下	0.28%
平成22年8月18日以降 平成22年9月20日以前 の貸付金に係る融資分	7年以下	0.11%
	7年を超え9年以下	0.13%
	9年を超え10年以下	0.15%
	10年を超え11年以下	0.17%
	11年を超え12年以下	0.19%
	12年を超え14年以下	0.21%
	14年を超え15年以下	0.23%
	15年を超え17年以下	0.25%
		17年を超え25年以下
平成22年9月21日以降 平成22年10月24日以前 の貸付金に係る融資分	7年以下	0.11%
	7年を超え8年以下	0.13%
	8年を超え9年以下	0.15%
	9年を超え10年以下	0.17%
	10年を超え12年以下	0.19%
	12年を超え13年以下	0.21%
	13年を超え14年以下	0.23%
	14年を超え16年以下	0.25%
	16年を超え17年以下	0.27%
		17年を超え25年以下
平成22年10月25日以降 平成22年11月17日以前 の貸付金に係る融資分	8年以下	0.10%
	8年を超え9年以下	0.11%
	9年を超え10年以下	0.13%



	10年を超え11年以下	0.15%
	11年を超え12年以下	0.17%
	12年を超え14年以下	0.19%
	14年を超え15年以下	0.21%
	15年を超え17年以下	0.23%
	17年を超え25年以下	0.24%
平成22年11月18日以降 平成22年12月19日以前 の貸付金に係る融資分	8年以下	0.11%
	8年を超え9年以下	0.13%
	9年を超え10年以下	0.15%
	10年を超え12年以下	0.17%
	12年を超え13年以下	0.19%
	13年を超え14年以下	0.21%
	14年を超え16年以下	0.23%
	16年を超え17年以下	0.25%
	17年を超え25年以下	0.26%
平成22年12月20日以降 平成23年1月23日以前 の貸付金に係る融資分	7年以下	0.14%
	7年を超え8年以下	0.15%
	8年を超え9年以下	0.17%
	9年を超え10年以下	0.19%
	10年を超え11年以下	0.21%
	11年を超え13年以下	0.23%
	13年を超え14年以下	0.25%
	14年を超え15年以下	0.27%
	15年を超え17年以下	0.29%
	17年を超え25年以下	0.30%
平成22年1月24日以降 平成23年2月20日以前 の貸付金に係る融資分	8年以下	0.15%
	8年を超え9年以下	0.17%
	9年を超え10年以下	0.19%
	10年を超え11年以下	0.21%
	11年を超え13年以下	0.23%
	13年を超え14年以下	0.25%
	14年を超え15年以下	0.27%
	15年を超え17年以下	0.29%

	17年を超え25年以下	0.30%
平成23年2月21日以降 平成23年3月17日以前 の貸付金に係る融資分	7年以下	0.15%
	7年を超え8年以下	0.17%
	8年を超え10年以下	0.19%
	10年を超え11年以下	0.21%
	11年を超え12年以下	0.23%
	12年を超え13年以下	0.25%
	13年を超え15年以下	0.27%
	15年を超え16年以下	0.29%
	16年を超え18年以下	0.31%
	18年を超え25年以下	0.32%
平成23年3月18日以降 平成23年4月19日以前 の貸付金に係る融資分 平成23年3月18日以降 の貸付金に係る融資分	7年以下	0.15%
	7年を超え8年以下	0.17%
	8年を超え9年以下	0.19%
	9年を超え10年以下	0.21%
	10年を超え12年以下	0.23%
	12年を超え13年以下	0.25%
	13年を超え15年以下	0.27%
	15年を超え16年以下	0.29%
	16年を超え18年以下	0.31%
	18年を超え25年以下	0.32%
平成23年4月20日以降 平成23年5月26日以前 の貸付金に係る融資分	7年以下	0.15%
	7年を超え8年以下	0.17%
	8年を超え9年以下	0.19%
	9年を超え10年以下	0.21%
	10年を超え12年以下	0.23%
	12年を超え13年以下	0.25%
	13年を超え14年以下	0.27%
	14年を超え15年以下	0.29%
	15年を超え17年以下	0.31%
	17年を超え25年以下	0.32%
	7年以下	0.13%
	7年を超え8年以下	0.15%

平成 23 年 5 月 27 日以降 平成 23 年 6 月 19 日以前 の貸付金に係る融資分	8 年を超え 10 年以下	0.17%
	10 年を超え 11 年以下	0.19%
	11 年を超え 12 年以下	0.21%
	12 年を超え 13 年以下	0.23%
	13 年を超え 15 年以下	0.25%
	15 年を超え 16 年以下	0.27%
	16 年を超え 18 年以下	0.29%
	18 年を超え 25 年以下	0.30%
平成 23 年 6 月 20 日以降 平成 23 年 7 月 20 日以前 の貸付金に係る融資分	7 年以下	0.13%
	7 年を超え 9 年以下	0.15%
	9 年を超え 10 年以下	0.17%
	10 年を超え 11 年以下	0.19%
	11 年を超え 12 年以下	0.21%
	12 年を超え 13 年以下	0.23%
	13 年を超え 15 年以下	0.25%
	15 年を超え 16 年以下	0.27%
	16 年を超え 18 年以下	0.29%
	18 年を超え 25 年以下	0.30%
平成 23 年 7 月 21 日以降 平成 23 年 8 月 17 日以前 の貸付金に係る融資分	7 年以下	0.14%
	7 年を超え 8 年以下	0.15%
	8 年を超え 9 年以下	0.17%
	9 年を超え 10 年以下	0.19%
	10 年を超え 11 年以下	0.21%
	11 年を超え 13 年以下	0.23%
	13 年を超え 14 年以下	0.25%
	14 年を超え 16 年以下	0.27%
	16 年を超え 17 年以下	0.29%
	17 年を超え 25 年以下	0.30%
	7 年以下	0.12%
	7 年を超え 8 年以下	0.13%

平成 23 年 8 月 18 日以降 平成 23 年 9 月 19 日以前 の貸付金に係る融資分	8 年を超え 9 年以下	0.15%
	9 年を超え 11 年以下	0.17%
	11 年を超え 12 年以下	0.19%
	12 年を超え 13 年以下	0.21%
	13 年を超え 15 年以下	0.23%
	15 年を超え 16 年以下	0.25%
	16 年を超え 18 年以下	0.27%
	18 年を超え 25 年以下	0.28%
平成 23 年 9 月 20 日以降 平成 23 年 10 月 19 日以前 の貸付金に係る融資分	7 年以下	0.12%
	7 年を超え 8 年以下	0.13%
	8 年を超え 9 年以下	0.15%
	9 年を超え 10 年以下	0.17%
	10 年を超え 12 年以下	0.19%
	12 年を超え 13 年以下	0.21%
	13 年を超え 14 年以下	0.23%
	14 年を超え 16 年以下	0.25%
	16 年を超え 17 年以下	0.27%
	17 年を超え 25 年以下	0.28%
平成 23 年 10 月 20 日以降 平成 23 年 11 月 17 日以前 の貸付金に係る融資分	7 年以下	0.11%
	7 年を超え 9 年以下	0.13%
	9 年を超え 10 年以下	0.15%
	10 年を超え 11 年以下	0.17%
	11 年を超え 12 年以下	0.19%
	12 年を超え 14 年以下	0.21%
	14 年を超え 15 年以下	0.23%
	15 年を超え 17 年以下	0.25%
	17 年を超え 25 年以下	0.26%
	7 年以下	0.11%
	7 年を超え 8 年以下	0.13%
	8 年を超え 10 年以下	0.15%

平成 23 年 11 月 18 日以降 平成 23 年 12 月 18 日以前 の貸付金に係る融資分	10 年を超え 11 年以下	0.17%
	11 年を超え 12 年以下	0.19%
	12 年を超え 13 年以下	0.21%
	13 年を超え 15 年以下	0.23%
	15 年を超え 17 年以下	0.25%
	17 年を超え 25 年以下	0.26%
平成 23 年 12 月 19 日以降 平成 24 年 1 月 26 日以前 の貸付金に係る融資分	7 年以下	0.12%
	7 年を超え 8 年以下	0.13%
	8 年を超え 9 年以下	0.15%
	9 年を超え 10 年以下	0.17%
	10 年を超え 12 年以下	0.19%
	12 年を超え 13 年以下	0.21%
	13 年を超え 14 年以下	0.23%
	14 年を超え 16 年以下	0.25%
	16 年を超え 18 年以下	0.27%
	18 年を超え 25 年以下	0.28%
平成 24 年 1 月 27 日以降 平成 24 年 3 月 18 日以前 の貸付金に係る融資分	7 年以下	0.11%
	7 年を超え 9 年以下	0.13%
	9 年を超え 10 年以下	0.15%
	10 年を超え 11 年以下	0.17%
	11 年を超え 13 年以下	0.19%
	13 年を超え 14 年以下	0.21%
	14 年を超え 15 年以下	0.23%
	15 年を超え 17 年以下	0.25%
	17 年を超え 25 年以下	0.26%
平成 24 年 3 月 19 日以降 平成 24 年 3 月 31 日以前	7 年以下	0.12%
	7 年を超え 9 年以下	0.13%
	9 年を超え 10 年以下	0.15%
	10 年を超え 11 年以下	0.17%
	11 年を超え 12 年以下	0.19%

の貸付金に係る融資

12年を超え14年以下	0.21%
14年を超え15年以下	0.23%
15年を超え17年以下	0.25%
17年を超え25年以下	0.26%

郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金の交付手続等に関する委任状

私は、下記の借入申込みに係る郡山市農業経営基盤強化資金の利子助成金の交付を受けたいので、（融資機関名）を代理人と定め利子助成金交付手続き及び受領に関する一切の権限を委任します。

記

融資機関名			
借入申込金額	円		
年 利 率	%	利子助成率	%
償 還 期 限	年（うち据置 年）		

年 月 日

交付希望者

住 所  
名 称

印

---

貸付決定番号	- -
債権者番号	

※ 本欄は融資機関で記入します。

郡山市長

融資機関名

代表者名



郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付申請書

このことについて、郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて利子助成金の交付を申請します。

記

1 資金貸付決定状況

フリガナ			
借入者住所			
フリガナ			
借入者氏名			
貸付決定額	千円 千円 (合計)	貸付決定番号	
貸付利率	%	利子助成率	%
償還期限	年 月 日 (据置期限: 年 月 日)		
元金均等償還額	円 (最終回: 円)		

2 添付書類

- (1)利子助成金交付手続きに関する委任状
- (2)貸付決定通知書の写し



郡山市長

融資機関名  
代表者名



郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金の受入口座届

貴市より交付される農業経営基盤強化資金利子助成金は、下記の口座に振込みをお願いいたします。

なお、この口座に振込がなされたときに、利子助成金を受領したものと認めます。

記

金融機関名	( 支店)														
預金種類	普通預金					当座預金					その他(別段・ )				
口座番号															
フリガナ 口座名義															

様

郡山市長



郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付決定通知書

あなたの委任を受けた下記融資機関からの郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付申請については、下記の条件で利子助成金を交付することに決定しましたので通知します。

記

1 交付決定の内容

利子助成金交付決定日	利子助成金交付決定番号	融 資 機 関 名
年 月 日		
貸付決定番号	貸付決定金額	利子助成率
	千円	%
利子助成期間	貸付の日から 年以内	

2 交付決定の条件

- (1) 貸付実行までに貸付内容に変更があった場合には、利子助成金交付決定の内容は、貸付実行時の内容に変更します。
- (2) 約定期日に約定利息が払い込まれたことを確認したうえで、利子助成金を交付します。
- (3) 以下の場合には、利子助成金の交付を停止するとともに、交付済の利子助成金については、その事実の発生した日から年 14.6%の割合で計算した加算金を付して返還請求をします。
  - ① 借用証書特約条項に違反したため利子助成交付対象資金について、繰上償還の請求がなされたとき。
  - ② 利子助成交付対象資金をその目的外に使用したとき。
  - ③ 利子助成交付対象資金についてその貸付限度を超過したとき。
  - ④ その他利子助成事業の目的に反すると認められる事実が発生したとき。
- (4) 利子助成事業の実施に当たり必要があると認められた場合は、あなたに対し必要な報告を求め、また、帳簿・書類の閲覧、その他の調査等を行うことがあります。
- (5) 利子助成金の交付対象となった資金について、融資機関に対しあらかじめ同意を得た上、その有する書類等の閲覧、貸付の経緯の聴取等を行うことがあります。

様式第4号その2（第5条関係）

記号・番号

年 月 日

様

郡山市長



郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付決定通知書

年 月 日付け（記号・番号）にて申請のあった郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金の交付について、下記のとおり決定したので、郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第5条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定状況

交 付 決 定 件 数	貸 付 金 額	備 考
件	千円	

2 利子助成金交付決定一覧表

別紙のとおり



記号・番号

年 月 日

様

郡 山 市 長



郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金不交付決定通知書

あなたが下記融資機関から借り入れした農業経営基盤強化資金に係る利子助成金については、内容を審査したところ下記の理由により交付することができませんので、郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第5条第4項の規定に基づき通知します。

なお、この通知について疑義がある場合は、（担当課・電話番号）にお問い合わせください。

記

1 融資機関名

2 不交付決定の理由

記号・番号

年 月 日

様

郡 山 市 長



郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金不交付決定通知書

年 月 日付け（記号・番号）の郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付申請については、内容審査の結果、下記理由により交付することはできませんので、郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第5条第4項の規定に基づき通知します。

なお、この通知について疑義がある場合は、（担当課・電話番号）にお問い合わせください。

記

以上

1 交付希望者名

2 不交付決定の理由



様式第8号（第7条関係）

記号・番号

年 月 日

郡山市長

融資機関名

代表者名



郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金支払完了報告書

年 月 日に受領した郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金については、別紙一覧表のとおり支払いを完了したので、郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第7条第5項の規定に基づき報告します。

記

- |   |           |   |   |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 利子助成金受領額  | 金 | 円 |
| 2 | 利子助成金支払済額 | 金 | 円 |
| 3 | 精算額       | 金 | 円 |



氏名	農林漁業金融 公庫 貸付決定番号	貸付実行日	貸付実行額	約定償還日 又は 繰上償還日	償還後の 元金残高	償還約定 利息 (a)	利子 助成率 (b)	補助対象利 子助成金額 (c)	県補助金 (d) (c×1/2)	実際の 助成率 (e)	実際の 助成額 (f)
計											

- 1 金融機関毎に記載し、(a)欄以降は計を設け、最終頁には市町村合計を設ける。 ※太枠内は金融機関が記載する。
- 2 (a)欄は、平成22年3月31日以前に貸付決定された資金については財団法人農林水産長期金融協会からの利子助成後の償還約定利息を記載する。
- 3 (b)欄は、交付要綱別表に定める利子助成率とする。
- 4 (c)(d)欄は、1円未満切り捨てとする。
- 5 (e)(f)欄は、市町村において交付要綱別表に定める利子助成率を超えて助成している場合に記載する。
- 6 1月1日から12月31日までの期間に2回以上の償還がある場合は、(a)欄以降は償還毎に記載し、個人毎に小計を設ける。

様式第9号（第8条関係）

農業経営基盤強化資金利子助成金交付対象者管理台帳

交付決定番号		交付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号		融資機関名	
フリガナ	(〒 - )		
住所			
フリガナ			
氏名	年 月 日生 歳		
資金利用計画	認定年月日		認定番号
経営改善計画	認定年月日		認定番号
貸付決定日	年 月 日	貸付実行日	年 月 日
貸付金額	円	償還期限	年（うち据置年）
償還回数	回	償還方法	元金均等
償還額	元金 円	払込期日	月 日
初回償還	年 月 日	最終償還	年 月 日
利子助成率	%	繰上償還日	年 月 日
条件変更		条件変更日	年 月 日
特記事項			



様式第 10 号（第 9 条関係）

記号・番号

年 月 日

郡山市長

融資機関名

代表者名



郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金条件変更申請書

すでに交付されている郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金について、農業経営基盤強化資金の貸付条件を別紙一覧表のとおり変更したので、郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき変更申請します。

記

貸付条件変更件数	備 考
件	

※ 添付書類

貸付条件変更承認書の写し

償還年次表（（融資機関名）が作成したものの写し）

農業経営基盤強化資金利子助成金条件変更承認一覧表

融資機関名

整理 番号	交付決定 番号	交付決定 年月日	交 付 対 象 者 氏 名	交 付 決 定 番 号		条 件 変 更 (起算) 日	据置期間	償還期限	払込期日	償還方法	元利・元金 償 還 金 額
					(変更前)						
					(変更後)						
					(変更前)						
					(変更後)						
					(変更前)						
					(変更後)						
					(変更前)						
					(変更後)						
					(変更前)						
					(変更後)						
					(変更前)						
					(変更後)						
					(変更前)						
					(変更後)						

様

郡山市長



郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金条件変更通知書

年 月 日付けの郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金条件変更申請について、別紙一覧表のとおり承認したので、郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

1 変更の内容

利子助成金交付決定日	利子助成金交付決定番号	融資機関名
年 月 日		
貸付決定番号	貸付決定金額	利子助成率
	千円	%
利子助成期間	貸付の日から 年以内	

2 変更承認の条件

- (1) 貸付実行までに貸付内容に変更があった場合には、利子助成金交付決定の内容は、貸付実行時の内容に変更します。
- (2) 約定期日に約定利息が払い込まれたことを確認したうえで、利子助成金を交付します。
- (3) 以下の場合には、利子助成金の交付を停止するとともに、交付済の利子助成金については、その事実の発生した日から年 14.6%の割合で計算した加算金を付して返還請求をします。
  - ① 借用証書特約条項に違反したため利子助成交付対象資金について、繰上償還の請求がなされたとき。
  - ② 利子助成交付対象資金をその目的外に使用したとき。
  - ③ 利子助成交付対象資金についてその貸付限度を超過したとき。
  - ④ その他利子助成事業の目的に反すると認められる事実が発生したとき。
- (4) 利子助成事業の実施に当たり必要があると認められた場合は、あなたに対し必要な報告を求め、また、帳簿・書類の閲覧、その他の調査等を行うことがあります。
- (5) 利子助成金の交付対象となった資金について、融資機関に対しあらかじめ同意を得た上、その有する書類等の閲覧、貸付の経緯の聴取等を行うことがあります。

様式第 11 号その 2 (第 9 条関係)

記号・番号

年 月 日

様

郡山市長



郡山市農業経営基盤強化資金助成金条件変更通知書

年 月 日付けの郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金条件変更申請について、別紙一覧表のとおり承認したので、郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

貸付条件変更承認件数	備 考
件	

農業経営基盤強化資金利子助成金条件変更通知一覧表

融資機関名

整理番号	交付決定番号	交付決定年月日	交付対象者氏名	交付決定番号	条件変更(起算)日	据置期間	償還期限	払込期日	償還方法	元利・元金償還金額
					(変更前)					
					(変更後)					
					(変更前)					
					(変更後)					
					(変更前)					
					(変更後)					
					(変更前)					
					(変更後)					
					(変更前)					
					(変更後)					
					(変更前)					
					(変更後)					



様式第13号（第9条関係）

記号・番号  
年 月 日

郡山市長

融資機関名  
代表者名



農業経営基盤強化資金繰上償還報告書

このことについて、別紙一覧表のとおり農業経営基盤強化資金の繰上償還がありましたので、郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第9条第3項の規定に基づき報告します。

記

任意繰上償還件数	備考
件	



様式第 14 号（第 9 条関係）

記号・番号

年 月 日

郡山市長

融資機関名

代表者名



郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付対象者住所・名称等変更報告書

すでに交付されている郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金について、下記のとおり変更したので、郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第 9 条第 4 項の規定に基づき報告します。

記

	変 更 前	変 更 後
交 付 対 象 者 住 所		
交 付 対 象 者 名 称		

様式第 15 号（第 11 条関係）

記号・番号

年 月 日

様

郡山市長



郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付決定変更・取消通知書

あなたが、下記融資機関から借り入れした農業経営基盤強化資金に係る利子助成金については、利子助成金の支払の一部（全部）を停止しましたので、郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第 11 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

1 融資機関名

2 交付決定変更の内容

資金区分	交付決定番号	利子助成率	借入者 負担利率	備考

3 交付決定変更（取消）の理由

様式第 15 号その 2 (第 11 条関係)

記号・番号

年 月 日

様

郡山市長



郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付決定変更・取消通知書

年 月 日付け(記号・番号)で通知した農業経営基盤強化資金利子助成金について、利子助成金の支払の一部(全部)を停止しますので、郡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第 11 条第 3 項の規定に基づき、通知します。

記

1 交付対象者

2 交付決定変更の内容

資金区分	交付決定番号	利子助成率	借入者 負担利率	備考

3 交付決定変更(取消)の理由